別表第一一号第5の注37中「34　事業計画等」を「36　事業計画等」に改め、同注(1)から中「放送事業」を「放送局設備供給役務の提供を行う事業」に改め、同注(4)及び(5)を削り、同注(6)中「別紙(6)」を「別紙(4)」に改め、同注(6)(注3)中「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業」に改め、同注(6)を同注(4)とし、同注(7)から(13)までを削り、同注(14)中「別紙(14)」を「別紙(6)」に改め、同注(14)を同注(5)とし、同注(15)中「別紙(15)」を「別紙(7)」に改め、同注(15)を同注(6)とし、同注(16)を次のように改める。

(16)　別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科　　目	第１年目		第２年目		第３年目		第４年目		第５年目	
	事業収支	放送設備供給役務の収支	事業収支	放送設備供給役務の収支	事業収支	放送設備供給役務の収支	事業収支	放送設備供給役務の収支	事業収支	放送設備供給役務の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2　売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3　売上総利益（1－2）										
4　販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5　営業利益（3－4）										
6　営業外収益										
7　営業外費用										
8　経常利益（5＋（6－7））										
備　　考										

（注１）　この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

（注２）　事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

（注３）　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ　見積りの根拠（臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

(ア)　収益

(注)　放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第１年目、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の別に記載すること。

(イ)　費用

科　　目	金　　額	根　　拠
	千円	

(注)　(ア)の注に準じて記載すること。

別表第一一号第5の注37(16)を同注(7)とし、同注(17)を削り、同注(18)中「別紙(19)」を「別紙(10)」に、「22の欄」を「21の欄」に改め、同注(18)ア中「（受託放送を行う放送局の場合は、(イ)及び(ウ)の記載を要しない。）」を削り、同注(18)ア(ア)中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同注(18)ア(イ)及び(ウ)を削り、同注(18)ア(エ)を同注(18)ア(イ)とし、同注(18)イ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(18)を同注(8)とし、同注(19)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(19)を同注(9)とし、同注37を同表注39とし、同表注36の表以外の部分中「34の欄」を「36の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、「、(13)～(16)」を削り、同注の表を次のように改める。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	(1)　（注１）（注２） (2)　（注１）（注２） (3)　（注１）（注２） (4)　（注１）（注２） (5)　（注１）（注３） (6)　（注１）（注４） (7)　（注１）（注２） (8)　（注１）（注２） (9)　（注１）（注２）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下「衛星基幹放送局等」という。）の場合は、申請者の住所とする。以下この（注１）において同じ。）が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。